

平成18年度 第3回公共事業評価専門委員会

議 事 録 (案)

平成18年11月24日

平成18年度第3回公共事業評価専門委員会議事録

日時 平成18年11月24日(金) 13:30~16:00

場所 ゴールデンルームA

出席者

秋田県公共事業評価専門委員会委員

委員長	折田 仁典	秋田工業高等専門学校教授
委員	片野 登	秋田県立大学生物資源科学部教授
委員	木村 一裕	秋田大学工学資源学部教授
委員	小西 知子	あきたNPOコアセンター理事長
委員	佐藤 照男	秋田県立大学生物資源科学部教授
委員	佐藤万里子	南部男女共同参画センターアドバイザー
委員	澤口 勇雄	岩手大学農学部教授
委員	進藤 利文	(財)秋田経済研究所専務理事・所長
委員	松橋 雅子	M's 設計室

秋田県

< 農林水産部 >

黒子農林水産部次長、佐藤農山村振興課長、堀江農地整備課長、石黒森林整備課長 他

< 建設交通部 >

佐賀建設交通部次長、虻川建設交通部次長、篠田建設交通部次長、
増田建設交通部参事(兼)建設交通政策課長、高松建設交通部参事(兼)都市計画課長、
檜森道路課長、佐々木河川砂防課長、山岡建設管理課長、小嶋建設管理課技術管理室長 他

内 容

【1. 開会】

【2. 建設交通部次長、農林水産部次長あいさつ】

【3. 委員紹介】

【4. 県出席者紹介】

以上 略

【 5 . 出席状況の報告】

司 会： それでは、会議の成立について事務局から報告をお願いいたします。

事 務 局： 事務局から報告いたします。本日は、委員総数10名のうち9名が出席しておりますので、「秋田県政策等の評価に関する条例」第13条3項に定める定数を満たしており、委員会が成立することを報告いたします。

【 6 . 議事】

事 務 局： 本日の議事は、16時終了を目途にしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。ここからは議事に入らせていただきたいと思います。折田委員長には議長席にお移りいただいて、議事進行をお願いいたします。

折田委員長： それでは議事進行したいと思います。よろしくをお願いいたします。次第にしたがいまして会議を進めます。4時を目途に終了したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。最初に、「評価制度の概要」及び「第2回委員会にて提出された委員意見に対する県方針」について説明を事務局よりお願いいたします。

事 務 局： 事務局から説明させていただきます。お手元のファイルの後ろに参考資料というインデックスがついておりますので、そちらをご覧ください。資料1の、知事が行う政策等の評価に関する実施計画、抜粋版を添付しておりますが、この内容としては、新規箇所、継続箇所、終了箇所それぞれの評価観点や目的について記載されております。これに基づきまして今までの経緯を含めて簡単に説明します。これまでに本日を含め、3回の委員会を開催しておりますが、第1回においては、新規箇所評価として、新しく県が実施しようとする公共事業に対し、委員方々よりご審議いただきました。第2回においては、継続箇所評価として、県が継続して実施している公共事業に対しまして、着手から数年経過したものに対してご審議いただきました。今回ご審議していただきますのは、新規箇所評価と終了箇所評価ですが、新規箇所評価については、第1回の際にまだ検討中であったもの、第1回審議後に事業の必要性が発生したものを計上しております。終了箇所評価につきましては、参考資料の92ページに記載がありますとおり、県が実施しました総事業費10億円以上の事業箇所、終了後2年を経過した事業を対象として、ご審議いただくものでございます。評価基準は新規継続において必要性、緊急性、有効性、効率性、熟度の観点から評価時期、事業毎により適切な評価となるように評価項目を工夫しております。例えば道路改築事業であれば住民ニーズを高い配点とし、地滑り等の安心安全を目的とした事業であれば緊急性を高い配点とするなどです。終了箇所評価の評価基準は、事後の評価と言うことで、住民満足度の状況や、費用対効果の再検証結果などを基準としております。今回の

審議結果は新規箇所評価においては事業内容の見直し、着手などについての対応方針や、予算要求に反映させることとなります。終了箇所評価においては、維持管理や利活用のあり方の検討資料として活用していくこととなります。簡単ではございますが、概要の説明は以上で終わらせていただきます。

続きまして、第2回目の委員会で、委員の方々から意見の提出をいただいております。参考資料2-1がございまして、こちらに前回いただいた意見を記載しております。委員から、評価調書の記載方法に関する3つのご意見をいただいております。それにつきまして、資料2-2に県の対応方針ということで回答させていただきたいと思っております。1番目に事業を施行してから長期間経過すると社会経済情勢や環境が変化することがあるので、県としての事業施行の考え方も工夫して記載することの御意見をいただいております。これについての県の回答としては、情勢の変化などを踏まえて事業施行の必要性等が明確になるように努めます。という回答をさせていただきます。具体例をお話ししますと、河川事業は、旧来、崩壊発生後の復旧に対し剛性を持たせるということで、コンクリートでの復旧が主流でしたが、平成9年の河川法改正に伴い、環境などが盛り込まれ、現在は、瀬や淵の形成など多自然型の工法が主流になっておりまして、このような例が、社会経済情勢の変化にあてはまると考えます。2番目の事業の自己評価に当たっては、有効性や必要性などの直接的な効果だけではなく、波及効果などを記載して効果を協調するように工夫する事。というご意見をいただいております。これに対しては、期待される波及効果が明らかなものについては、積極的に記載することとし、事業施行による効果がより明確になるように努めます、と回答させていただきます。道路事業であれば事業完成後に渋滞の緩和だけではなく、物流の促進や、緊急車両の交通時間短縮などについても事後の調査を実施しており、そのような明確な結果が得られるものについて記載していくという方針でお願いしたいと思います。3番目の事業推進上の課題欄に特になしという記載が多く見られますが、細かい問題は発生するはずであり、こうした問題の経過について積極的に公開し、県民に実情を理解してもらることが重要である。というご意見をいただいております。これについての回答ですが、ご指摘の通り県民の理解が深まるように、調書の記載内容を工夫していくということでございます。以上で説明終わります。

折田委員長： どうもありがとうございます。ただ今、事務局からご説明ございましたが、ご質問ありませんか。資料2-2において、前回委員会においての委員意見に対し回答ございましたが、この内容でよろしいかもご確認いただければと思います。それでは質問がないようですので、続いて議案第1号、評価の実施状況に入ります。事務局から説明お願いいたします。

事務局： お手元に配布しております諮問文書をご覧ください。平成18年11月22日付けで知事から当委員会に諮問がなされております。つきましては、諮問のありました25件、農林水産部14件、建設交通部11件の事業について調査、審議をお願いしたいと思います。冒頭、農林水産部次長あいさつにもございましたが、農林水産部次長及び各課課長において、別件の会

議がございまして、途中退席したい旨お話がございました。従来であれば農林水産部案件、建設交通部案件についてまとめて最後に審議結果をいただいておりますが、先に農林水産部案件について審議結果いただきたいとの申し出がありましたことを報告いたします。

折田委員長： 諮問のありました25件の事業につきまして、調査、審議を行いますが、事務局報告に配慮いたしますと、始めに農林水産部の新規箇所評価、終了箇所評価の実施状況を説明いただき、審議結果まで議論をし、後ほど休憩を挟みまして、建設交通部の議案になるかと思えます。時間の都合上、農林水産部は14件のうち5件、建設交通部11件のうち4件、合計25件のうち9件の説明をお願いしたいと思います。時間を質疑のために有効に使用したいと思いますでしょうか。事業に対する県方針が「可」か「否」かということをご審議いただくわけですが、議論がまとまらない場合は、審議持ち越しということになりますので、そちらもご了解いただければと思います。それでは農林水産部農山村振興課からお願いします。

事務局： 説明を開始する前に農林水産部事務局より資料の差し替えと追加についてご案内いたします。お手元に資料を配付しておりますが、一つめは農山村振興課のH18農 - 新 - 8、県営かんがい排水事業についての資料の差し替えです。これについては評価の点数等が違っておりましたので、その部分を差し替え願います。もう一つは農地整備課の終了箇所について農 - 終 - 1 から 3 に関するアンケート調査結果を追加したいと思います。資料の追加、差し替えにつきましてご報告が遅れたことをお詫び申し上げます。

農山村振興課： 農山村振興課長の佐藤と申します。当課が所管しております新規箇所評価 8 地区のうち事業別の区分で 2 地区についてご説明します。8 地区の事業内訳ですが、担い手育成基盤整備事業の区画整理型が 4 地区、高度利用型が 3 地区、かんがい排水事業が 1 地区となっております。始めに担い手育成基盤整備事業です。国では高齢化の進行や後継者の不足、耕作放棄地の増大など農業を取り巻く環境が厳しくなっている中、担い手の育成、確保を農政の柱として位置付けまして、来年度からは一定規模以上の担い手農家を対象を絞り込んで、新たな経営安定対策をスタートすることとしております。県でも担い手の確保を図ろうということで、今年の 4 月から知事が先頭に立ち、農家の方々と対話をする、あぜ道ミーティングを県内各地で行っており、組織化の必要性、生み出した労働力を活かした高収益作物の導入など、産業として自立できる経営となるように、強く訴えてきております。こうした中で、ほ場整備事業は、単に生産性を高める基盤の整備といった面だけではなく、ほ場整備を契機とした組織や、担い手への農地の利用集積、更には水田を活用した大豆、野菜等の産地作りの形成にもつながるなど様々な目的を有してございまして、今後も大きな役割が期待されております。新規事業の選定にあたりましては、こうしたことを踏まえ、担い手への農地集積、地区内での法人の設立、水稲で削減された労働力を水稲以外の作物に振り向けているか、などにつきまして特に重点を置きながら審査をしております。担い手育成基盤整備事業の 7 地区の中から代表して、鹿角市の高屋地区について説明いたします。担い手育成基盤整備事業は区画整理型

と高度利用型の2つに大別されております。区画整理型というのは区画整理とあわせて用排水路、農道、暗渠排水などを整備する事業でございます。一方、高度利用型は過去に区画整理が完了した地区において、排水路にあっては土水路で水路底が浅く暗渠排水が施工できないため、農地の汎用が出来ず転作作物の導入が困難なことから、これらを解消するために排水路を深くして暗渠排水を新設するなど、地区の実状に応じた総合的な整備を行う事業となっております。これから説明を申します高屋地区については、区画整理型に分類されております。インデックスの新規箇所の高屋地区の7ページをご覧ください。ここに高屋地区の位置がありますが、本地区は鹿角市の中央部に位置しておりまして、川と三方の山に挟まれた一連の小さな団地で関係集落は高屋集落の一集落となっております。古くから米と果樹、野菜等の複合経営を実践してきたものの、農家一人あたりの経営面積が少なく、ほ場は未整理で労働効率が悪く労働時間の割には収益性が低い地域であります。1ページをご覧ください。事業の概要ですが、本地域は担い手の減少や高齢化等の進展が著しく、早くから集落一体となった農業経営を模索しており、今回ほ場整備事業を契機として集落営農方式による農業生産法人の設立に取り組んでおります。農業生産法人は、一集落一営農法人で受益面積の76%を集約する計画となっております。農業生産法人では徹底した労働力削減に努めまして、米作りは二人の担い手に任せ、その余剰労働力を果樹と地域特産であるきゅうりやトマトを部門別に役割分担を行い、地域間競争に耐えうる足腰の強い農業生産体制を作り、収益性の高い特徴ある複合経営を行うこととしております。参考までに5ページの写真をご覧ください。一番上が高屋地区の全景です。狭い地域ということが分かるかと思えます。その下は、現況のほ場は伏流水が出てきておりまして、軟弱しており苦勞しているという状況です。6ページは、果樹への取り組みですが、この地区では北限の桃の収穫に取り組んでおります。地区の特徴は、特別栽培農作物にも取り組んでおり、地区から出た稲わらについてはこの地区に隣接する養豚組合でたい肥を製造してもらい、その供給を受けて野菜を中心に栽培し、地元で活用してもらおうという状況です。2ページに所管課の一次評価を記載しております。一次評価につきましては、必要性、緊急性、有効性、効率性、熟度の5つの観点で構成しており、合計点は100点です。本地区の5つの観点の評価では全てにおいて高い評価を示しておりますが、特に3番目の有効性の観点においてこの地区を特徴付けるものがあり評価されております。具体的には担い手への農地集積率、来年度から始まる品目横断的経営安定対策への参加割合が、県平均の50%の数値に比べて2割を越える達成見込みであるということで、高い数値になっておりますし、その意味で国の制度に積極的に関与していく姿勢が見受けられます。この地区は条件不利な地域ながら、新品種の「あわゆきこまち」を導入して積極的に直播き栽培に取り組むほか、隣接した養豚組織との連携の下で資源循環型農業を推進して特別栽培農作物の認証を取得して、地元のスーパーで栽培するなど、条件不利地域ながらも地域一帯となって果敢に挑戦しようとする活動は高く評価されるものでございます。効率性の観点におきましても、中間型の条件不利な地域の中で地形勾配に応じた区画割りや、暗渠排水の配置の工夫などにより、低コスト化を図り10a単価が国に示す200万円を下回っております。費用便益比についても1.25ということで、不利な条件下の中で高い数値を示しており、高い評価

としております。更に熟度の観点ですが、早くから集落の将来のあり方に意識を持ち、地域一丸となって取り組もうとする積極的な姿勢は、鹿角市や地元JAの厚い支援を得ることとなりまして、小団地ではあるものの農業経営に苦慮している地域の模範となるものであると考えております。以上のことから判定欄に記載しておりますように総合評価点は、88点となり判定ランクは「優先度がかなり高い結果」となっております。高屋地区については以上のとおりですが、他の6地区においてもほぼ同様の結果となりましたので、全て判定ランクは となっております。引き続きまして、かんがい排水事業の平鹿平野地区について説明いたします。1ページの事業概要です。この地域は秋田県南東部横手市に位置し、一級河川雄物川中流部の右岸に展開する1万haあまりの穀倉地帯となっております。1万haの用水源は雄物川の支流である皆瀬川、成瀬川、渓流水などとなっておりますが、河川の自流量が乏しく地域全体が慢性的な用水不足となっております。渇水時には番水による厳しい水管理を強いられており、地域の1,700箇所あまりの井戸で地下水を汲み上げるなど、不足する用水の確保に膨大な労力と費用を投じてきている状況です。このため、成瀬ダムに新たな水源を求めるとともに、幹線用水路の断面を毎秒15m³から毎秒30m³と2倍の水量を流すための工事を国営事業平鹿平野地区として、実施しております平成27年度の完了を目指しております。本地区の計画水路7路線は国営幹線用水路の下流に位置する支線用水路であり、国営事業と一体となって増大する用水量に対応した水路に改修することで、用水の供給安定につなげようとするものです。参考までに、農-新-8の5ページに皆瀬頭首工ということで、国営事業で改修を進めている状況の写真を掲載しております。その下に国営の整備路線ということで、国で行っている主となる水路の完成後の写真です。その下が県営の断面不足路線ということで、法面を利用しながら水を流している状況でして、その意味で維持管理に多くの経費を要している状況です。6ページ上は、老朽化の水路ということで、張ブロックが崩落している状況で、このあたりも維持管理に非常に苦労している状況の写真です。2ページの所管課の一次評価ですが、先ほどと同様に5つの観点で構成しております、合計点は98点と高い評価となっております。特に必要性、緊急性の観点では本事業の目的は、国営事業の附帯事業として位置付けられておりまして、国営かんがい排水事業と連携して農業用水の安定供給を図るというもので、手段に代替性がなく水稻を基幹とする当地域にとっては、必要不可欠なものと受け止めております。地域用水としても多種多様な役割を果たしていることから、本事業を実施することで地域を潤す大きな効果が期待できることから、高い評価となっております。有効性の観点ですが、評価項目の一つである環境保全への配慮では、本地区においては絶滅危惧種のイバラトミヨ雄物型が確認されております。「イバラトミヨ雄物型」は湧泉や湧水のある自然豊かな環境で生息し、昭和40年代後半から50年代後半まで現在の水路を建設した際に、その湧泉や湧水を活用した整備手法を取り入れたことが現在の生息にもつながっているものと思いません。この貴重な地域の財産を、地域の環境学習の場などに今後とも活用出来るよう本地区においては、地域住民が参画する形で環境に関する検討組織を設置し、湧泉の保全や湧水を枯らすことのない対策などを講じようとしており、その取り組みは他地区の模範となるものであり、こうしたことを含めて高い評価としております。この他熟度の観点

では、早くから事業を推進する事業検討委員会が組織化され、事業説明会を集落単位で行っているほか、機関誌を通じて事業内容の周知を図るなど、地域一帯となった事業化推進の意欲は極めて高いものがあります。以上のことから判定欄に記載しておりますように、総合評価点は98点で判定ランクは となっております。以上、農山村振興課所管の新規事業についてご説明申し上げました。よろしくご審議下さるようお願いいたします。

折田委員長： ありがとうございます。続いて農地整備課からご説明願います。

農地整備課： 農地整備課からは終了箇所の説明をいたします。農地整備課所管の公共事業の対象箇所は、担い手育成基盤整備事業3箇所です。その中から事業規模が平均的な地区として和田妹川地区を説明します。旧飯田川で国道7号と八郎湖の調整地に挟まれた所に位置する地区です。この事業は平成8年から平成16年までの9年間をかけて実施した事業です。総事業費が27億400万円となっており、国庫補助率は2分の1です。事業の立案に至る背景ですが、本地区は昭和3年から5年にかけて耕地整理事業を導入し、区画を10aに整備しておりましたが、継続的な農業の発展のためには営農の低コスト化や担い手の確保、育成を図る上で、生産基盤の条件整備が急務となったために、ほ場を1ha規模にするということで、生産性の向上、維持管理費の低減を推進することを各農家が求めていたということです。当地域は担い手営農集落ということで、事業の目的の欄にもありますが、個人担い手14人に農地の集積を図り、経営規模を22.8haから倍以上の56.9haに拡大する計画で進めました。17年度現在では大きく上回り、57.2haの農地の集積が図られております。最終事業費は27億400万円となっており、実施事業における工法変更等を行ったために、2億7,800万円の増額となっております。住民の満足度は、2月に農業者43名、非農業者27名に対し直接効果、自然環境への効果についてアンケート調査を実施しましたが、その結果を見ますと満足度は非常に高いものと評価しております。次に前回の評価結果等ですが、平成13年度において再評価を実施しておりますが、特に指摘される事項はありませんでした。事業効果の把握方法及び効果についてですが、担い手への農地集積率を一つの手法としており、計画通り推移しております。所管課の自己評価については、有効性の判断にあたりアンケート調査の結果から住民の満足度も高いものと判断しており、事業の効果についても担い手への農地集積率が期待以上に進んでいるという結果からして、Aと判定しております。効率性についても費用便益比が1.45という投資効果に対する事業効果でもており評価Aとしました。以上の観点から総合判定として事業の妥当性は高い評価といたしました。よろしくご審議願います。

折田委員長： 続いて森林整備課の案件をお願いいたします。

森林整備課： 森林整備課所管の事業箇所について説明いたします。対象箇所は新規箇所1件、終了箇所2件のあわせて3件ですが、その中から新規箇所と終了箇所1件について説明いたしま

す。始めに新規箇所の農 - 新 - 9 です。治山事業の中の地域防災対策総合治山事業です。田の沢地区は調書の5ページに位置図、6ページに全体計画図を載せております。田の沢地区は山本郡三種町の森岳温泉の上流部に位置しております。以下については1ページの事業の概要とあわせてご覧下さい。当地区は平成17年8月の局地的な豪雨によりまして、至るところで山腹崩壊や、溪岸浸食が発生しました。流下した土砂が農業用施設や林道施設に流れ込み、多大な被害を与えました。6ページにある森林地域では48箇所で林地崩壊が発生し、写真にもありますように崩落土砂が今も不安定な状態で溪床部に堆積し、森林も荒廃した状況にあります。当地区の保全対象は達子集落の人家60戸、達子生活改善センター、道路、農地、ため池、2級河川の三種川、谷地の沢川となっております。事業の内容は全体計画として、溪間工25基、山腹工0.6ha、森林整備60haを平成22年までの4年間で、総事業費3億4千万円をかけて復旧、整備したいと考えております。施工にあたりましては、木製ダムが可能な箇所には、極力木製ダムの配置を行うほか、山腹面の土留め工、柵工、流路工には、間伐材など林内から調達できる丸太資材を利用するなど、環境に配慮した工法を採用するとともに、コスト縮減に努めることとしております。森林整備につきましては、本数調整伐によりまして林内の下層植生を促すとともに、自然力により土砂崩壊を防ぐ働きを促進させることとしております。2ページの一次評価の必要性については、大量の不安定化した土砂が堆積しており、今後の豪雨等によってはさらに崩壊が拡大し、大きな災害となる恐れがあります。緊急性については、当該地域内には農業用水路やため池等があります。荒廃が進めば農業生産に多大な被害を及ぼす恐れがあります。有効性では森林地域内には山地災害危険地区が3箇所あり、この事業の実施によりあきた21総合計画に掲げております、災害に強い県土作りが一層推進されることとなります。費用便益比が8.1と極めて高く、熟度については三種町から陳情書と事業施行申請書が提出されておまして、地元の合意形成が図られております。このような観点から評価点合計は85点となりランクの優先度は高いものとなっております。総合的に判断し事業実施は妥当と考えております。よろしくご審議下さいませようお願いいたします。終了箇所について、林道2路線がありますが、いずれも当課の評価では、事業実施の妥当性が高いものと考えております。その中から農 - 終 - 4について説明いたします。流域循環資源林整備事業の森林管理道鍛冶台線です。調書の5ページに位置図、6ページに計画図が載っております。当該路線は横手市旧雄物川町大沢地区の国道107号を起点とし、羽後町上米蒲生地区の国道398号に至る路線で、この区間の森林整備や両地域間の交流促進、町境部分に位置する憩いの森へのアクセス道として計画されたものです。事業期間は平成3年度から16年度までの14年間で、幅員5m、延長9,967mの森林管理道です。事業の立案に至る背景として、利用区域面積が577haあり、そのうち杉人工林面積が75%にあたる431haで間伐等森林整備の早急な推進を強く求められていたところです。地域内の小学生の自然観察会や市民の憩いの場として利用されている、憩いの森へのアクセス道の整備についても強く要望されていたところです。事業内訳、事業内容は、最終総事業費が1億5,391万円となっております。計画に比べ1億9,600万円と大幅な減額となっております。これは地形に沿った無理のない線形を採用しまして、残土量の縮小に努めたこと、当初想定していた岩盤の出現が少なかったことによるものです。事業終了後の住民満足度の状況

については、管理主体の横手市、羽後町、その地区の森林を管轄する平鹿広域森林組合等が主催する集落座談会では、受益者や森林施行従事者等から意見を聞いたところ、林道が出来て間伐等の森林施行が容易になり、きめ細かな施業が出来るようになった等の意見が寄せられております。自然観察会出席者からは憩いの森周辺のハイキングや、林内散策が容易になった、さらに地元雄物川の南小学校と福地小学校、雄物川中学校、羽後町の田代小学校など学校関係者からは、バスで行くことができるようになったため、学校行事として森林体験学習ができるようになった等の意見が寄せられております。所管課の自己評価でございますが、「住民満足度の状況」は、管理主体や森林組合、)学校関係者等の意見から路線整備への満足度は高いと判断し、Aランクとしました。事業の効果については、利用区域内森林面積の28%にあたる162haの森林施行を実施しておりますので、これもAランクとしております。事業の経済性の妥当性については、費用便益比が3.43と林道事業施行要件である1.0以上を大幅に上回るため、Aランクとしております。以上のことから総合評価としては、当初計画に沿って順調に整備が進み、有効性、効率性も高いことから事業実施の妥当性は高いと判断しております。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

折田委員長： 農林水産部所管14件のうち5件の説明がありました。説明箇所のみならずここに掲載されている案件すべてについて、ご意見がございましたら承りたいと思います。

澤口委員： 担い手育成対策整備事業についてお伺いしますが、7件の事業の中で、高屋地区についての説明でしたが、その他の大きな事業ではなく、この地区を説明箇所を選んだ理由について教えて下さい。

農山村振興課： この地区は他の地区に比べて規模がかなり小さな地区ですが、取り組みの内容が多岐にわたっておりまして、その意味ではきりと光る地区であると受け止めております。これからの営農展開を考える場合、一つの小さな地域での代表事例ということもありまして、そのような意味でご説明をさせていただきました。

澤口委員： 高屋地区の他にも70億近い大きな事業もありまして、差が大き過ぎる状況で、説明箇所が1箇所というのはいかがなものかと思いました。

農林水産部

黒子次長： 選定に恣意的な理由はありませんが、来年の農政改革の話で集落営農がありまして、20ha以上という採択条件があり、それに最も近いということで説明箇所として選定したと思いますので、ご理解いただきたいと思えます。

折田委員長： ほかにございませんか。佐藤万里子委員お願いいたします。

佐藤(万)委員： 新規の担い手育成事業とかんがい排水、治山事業について述べさせていただきます。担い手育成事業ですが、調書の事業効率把握の手法を見ますと、担い手が経営する面積割合がいずれも目標値の50%を超えていますし、有効性を見ましても市町村とJA、集落の連携が上手く行っていて、地域営農のあり方についても形成を図っているということで、国の来年度から始まる対策についても十分合意形成が図られていると思えました。米も野菜も生産面積が重要視されていく中で、20代、30代の若い担い手が育つようなハード面とソフト面が相乗効果を生むような事業になってほしいと思えました。農・新・8のかんがい排水についてですが、老朽化している頭首工や農業用施設は多いと思えます。以前、土地改良に携わる方から話を聞く機会がありましたが、流れて溜まったゴミを取り除くのに苦労する。水路の傾斜がきつく草刈が大変だ。などの話を聞いたことがあります。調書の評価基準には景観というのがなく環境だけでしたが、景観と環境に配慮し、維持管理しやすい工法を取っていただきたいと思えます。イバトミヨなどが環境学習にも活用されているということで、農業用水路であっても住民や、地域に多大な恩恵を与えるものだと活用し、農業を知らない人たちにも知って貰うような工夫をしていただきたいと思えます。治山事業新規の農・新・9については、2ページの必要性に、当該区域内は土砂崩壊流出危険地域に指定されながら予防的治山事業が実施されたことがない区域である。とありますが、指定されながら治山予防事業が実施されていない区域はどれくらいあるのか、ということと、地域住民との合意形成が図られているというお話しがありましたが、3ページの熟度の中で地域の推進体制、推進会議の設立を見ますと、検討する余地はある。という評価になっています。これは地域住民は意向が強く要件の同意をクリアしているものの、協議会を立ち上げるほどではないという理解でよろしいのでしょうか。

農山村振興課： 担い手についてお答えします。担い手営農集積、組織化について、ご意見いただいた若い力が育つ環境作りがこれから大きな課題でもありますので、力点を置きながら地域の方々話し合いをし、合意形成を図りながら、審査の段階でも特に重点的に行っているところでもありますので、引き続き進めたいと考えております。かんがい排水事業ですが、水路の維持管理について景観の視点ということもありましたが、費用対効果を出す際に、景観の保全効果は考慮しております。さらに農業関係者だけではなく、地域用水としての役割もありますので、農業関係者以外も交えての農業水路管理の動きも見られますので、活用しながら地域一帯として水路を守っていくことで進めていきたいと考えております。

森林整備課： 治山事業についてですが、危険地域に指定されながら予防的な治山事業は実施されていないという質問についてですが、現在県内に危険地区と指定されている箇所が9,590件程度あります。今年度と来年度にかけて、林野庁が危険地区の全国的な調査を行うということですので、状況が変わってくると思えますが、これまでの9,590件の中で予防治山が実施されているのは約3割程度であります。本来は災害を未然に防ぐということから、予防的な事業の実施は理想ではありますが、災害が毎年様々な形で発生しており、復旧整備

を優先的にやっていかなければならない実態がありまして、復旧治山事業を優先して事業選定するという結果になっております。調書の記載表現がわかりづらい部分がございますが、事情をご理解いただきたいと思っております。今後、危険地区の見直しを実施しながら、可能な予防対策を行っていきたいと考えております。熟度の関係ですが、地域の推進体制の評価が低いことについて、事業の推進協議会が設立されていないという現状として評価したということです。昨年は農地でも相当被害を受け、ただちに復旧事業を実施しましたので、協議会などの組織の設立まで至らなかったということです。

折田委員長： 他にご意見、ご質問ございませんか。松橋委員お願いいたします。

松橋委員： 担い手育成基盤整備と治山について質問させていただきたいのですが、担い手育成基盤整備という事業で大きなほ場を整備することにより、鹿角地区では1集落1法人というお話をお聞きしましたが、秋田県内にどの程度の法人数があるのか、これから法人になる意欲のある団体数はどの程度いらっしゃるのか、総事業費がどのように法人の生産に寄与しているのかを教えてください。また、秋田県には9,590件の危険地区があり見直されるということですが、危険の度合いが明確でなく、何年ぐらい危険地区の状態でも未対応となっているのか、発展も大事ですが、安全に対する事業優先順位も高いと思われるので、早期実施を心がける必要があると思っておりますので、見直しの手法と、予算等も含めた危険地区の選定基準のあり方を簡単に結構ですので教えてください。

農山村振興課： 1点目の組織化のお話ですが、平成3年度以降ほ場整備事業をやって、それを契機に農業生産法人ができた数は23法人あります。これ意外にも色々な取り組みがありまして、全県的には、農業生産組織が200組織ぐらいあるという状況です。

森林整備課： 危険地区についてはA B Cとランクをつけておりまして、地形、勾配、地質というような項目で総合的に危険度が高い所から事業箇所を選定し、限られた予算内で予防事業を実施しております。今後の見直しについては、山地だけではなく下流部に人家がある、公共施設が多い、表土の厚さなどを重要な因子として、より詳細な危険地区の実状を把握したいと考えております。

松橋委員： なぜこの話をしたかと申しますと、地域では危険な現状を把握し、個別に発信はするのですが、道路でも交通事故が発生した後に改良されることが多々あります。災害が起きる前の予防というものを、私達も真剣に考えなければいけない。予算が限られているからこそ早めの対応は大事であると、県民としても感じておりました。

折田委員長： 他にご意見、ご質問ございませんか。

澤口委員： かんがい排水事業についてお伺いします。B / C説明資料を見ますと、関連事業がある場

合はトータルで算定という記載があり、1.22という数値はトータルとしての費用便益のようです。総事業費は1,500億円を超える内容で計算されていますが、今回説明がある部分はその内の37億の部分についてです。この部分だけの費用便益は算定されておりますでしょうか。算定しているのであれば数値を教えてくださいたいと思います。

農山村振興課： B / Cは全体で計算しておりまして、今回の事業分という形では出しておりません。

澤口委員： 計算ができないという意味でしょうか、トータルとして計算することになっているので、計算していないということでしょうか。

農山村振興課： トータルで計算をするということになっておりますので、従って算出しました。

折田委員長： トータルとしては算出するという規定のもとに算出結果があるが、部分としてはあえて算出していないということでしょうか。それとも計算できないということでしょうか。

農山村振興課： 個別の箇所限定をして計算をしようと思えば数字は出るということになります。

澤口委員： 県も国の方針にしたがって計算することは当然のことですが、少し気になります。

片野委員： 担い手育成事業に関連して土水路の改善を行う記載がありますが、結果的にはどのような水路になるのかということと、終了事業で用排水分離を結果的におこなったとしておりますが、用排水分離をした場合は用水の利用量が多くなると思われそうですが、問題になるようなことはなかったのか教えてくださいたいと思います。

農山村振興課： 石積護岸や、現地の土を使いながら生態系に配慮したなどの取り組み事例もありますが、今回箇所は、コンクリートの水路になると思います。

農地整備課： 用排水分離の質問についてですが、おっしゃられるとおり用水は分離することにより現況以上に必要になります。ブロックローテーションという手法で計算をし、必要な水量を確保し、不足する場合は、排水を反復利用するような手当てをしております。用排水分離の効果については、地下水のコントロールが容易になり、畑作物の導入などに効果が現れてますので、ほ場は用排水分離すべきであると考えております。

木村委員： 写真を見てご質問いたしますが、農 - 新 - 8の横手市の写真を拝見しまして、国営整備事業の住宅地を流れる用水路ですが、評価のところ癒し機能という記載がありましたが、農業用水路を整備する時に癒しなどに配慮した場合に、このような高い柵の設置をすることが一般的か伺いたいと思います。

農山村振興課： 住宅地の場合、転落防止を優先しなければいけないということでご理解いただきたい

と思います。

木村委員： ということだとは思いますが、もう少し工夫していただきたいというのが正直な思いです。転落防止は最優先ですが、工夫事例があると思います。

農林水産部

黒子次長： 国営の幹線用水路というのは流速が速く、特に上流部では水に親しむという概念が危険なのです。下流では、法勾配が緩く、集落の末端までいきますと、大根などの洗い場として、親水に活用されております。

折田委員長： 時間になりましたので、ご意見を集約したいと思います。農林水産部の案件につきまして評価いたします。「可」、「不可」、「継続審議」の3つの選択肢がありますがいかがでしょうか。全ての案件が「可」ということでよろしいでしょうか。委員全員の総意で全て「可」と決定します。

これから10分間休憩をとりまして建設交通部の案件に移りたいと思います。14：55分から開始いたします。

- 休 憩 -

折田委員長： それでは再開します。建設交通部に移りまして、まず、前回、佐藤万里子委員より、「男女共同参画の取り組みについて格付評価に反映させていること」小西知子委員より「設計VEの実績に関すること」と2つの質問が出されておりますので、担当課より説明お願いしたいと思います。

建設管理課： 建設管理課長の山岡と申します。男女共同参画の取り組みについてご説明いたします。お手元の建設工事入札参加資格格付け審査における男女共同参画の取り組み状況の評価について、という用紙に基づいて説明いたします。入札参加資格審査、いわゆる格付審査ですが、これについての概要について説明いたします。県発注工事の入札にあたりましては、工事の規模、内容に応じて確実な契約履行能力を有する建設業者を公正かつ効率的に選定するため、入札参加資格審査いわゆる格付審査を実施しております。県内建設業者につきましては、建設業許可等の最低要件を満たすもののうち、建設業法に基づく全国一律の基準で行う、経営事項審査による点数、これを客観点と申しますが、それと県発注工事の成績や指名停止の状況に基づき、県独自に設定した点数、これを主観点と申しておりますが、その合計点を総合点として一定点数以上のものについて、入札参加資格を付与しております。審査項目については14工種となっております。一般土木や建築一式などの8工種については等級格付、いわゆるABC級のランク付けを実施しております。次回格付は適用年度が19年度並びに20年度の2年間ですが、詳細について次のページ以降3枚にわたり記載

しておりますので、時間の関係上省略いたします。男女共同参画の取り組み状況の評価ですが、これについては平成19年度、20年度適用の格付審査において、社会的要請への対応を促進する観点から、男女共同参画課が実施する男女共同職場作り事業により、女性の能力の活用や育児、介護と仕事の両立のための職場環境の整備に積極的に取り組んでいると確認された県内業者につきまして、主観的において10点の加点評価をすることとしております。10点の配点についてですが、県の格付の業者についてはあくまでも技術力や経営力について評価するものであり、宮城県、福井県、熊本県、鹿児島県が実施しておりますが、それらの県の配点なども参考にして10点として決定しております。県では社会的要請ということで、男女共同参画のほか、障害者雇用についても評価することとしておりますが、評価項目の設定にあたり社会的な要請が高く、行政として重点的に推進している施策であること、対象者が一部の建設業者に限定されるものでないこと、企業努力により対応可能なこと、建設業者に過度な負担を求めるものでないこと、評価の基準や方法が明確になっていることを条件としております。男女共同参画職場作り事業について説明いたします。カラー刷りの別紙がありますが、建設業者、建設コンサルタント業者、物品供給業者など県への入札参加の申請をしている約5,500の格付け業者等に対して、男女共同参画職場作り調査表を配布して、その取り組み状況を調査しようとするものです。調査項目は多岐にわたっておりますが、大きく分けて4項目あります。女性の登用で一つでも該当すればOKということとしております。両立支援対策ですが、育児介護休業法の規定を上回る制度を設置している場合、 から までありますが、これについていずれか一つの項目が該当すればクリアするということとしております。女性の活用方針ですが、男女雇用機会均等法に基づきまして、女性の能力の積極的な活用について明文化と従業員の周知をうたっております。セクシャルハラスメント対策ですが、書いてあるとおり防止指針策定、窓口の設置等について全てを満たして一項目に該当するとしております。以上 から のうち2項目以上に該当すれば加点することとしております。建設業者の反応についてですが、現在県の全格付け業者1,663社に対して8月に調査票を郵送してありますが、8月末で340社、20.4%から回答があります。建設業者の反応についてですが、これを発表した時点で2件電話等で、建設工事にこれを該当させるのが相応しいのか、という観点から抗議の電話がありました。それ意外は全くありませんので、私達としては大方の皆様には社会的要請ということでご理解をいただいているものと思っております。ちなみに両立支援対策として労働者が301人以上の場合は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を、労働局に提出することになっておりますが、県内には301人以上の建設業者がありません。3月までは行動計画を作っている企業が1件でしたが、9月で20件に増えております。そのことから今回の取り組みが一定の評価を得ているものと判断しております。

折田委員長： 続きましてV Eのご説明お願いいたします。

技術管理室： 技術管理室長の小嶋と申します。私の方から秋田県における設計V Eの取り組みについてお手元にお渡ししておりますデータに基づいて説明いたします。設計V Eの概要ですが、V Eはバリューエンジニアリングといいまして、公共事業の設計段階で改善余地を効率的

に見付ける技術手法を用いて、設計の改善を行う取り組みというのが設計VEということです。これまでは設計業務については個人的な経験、技量でコンサルの人と協議をしたり、自分の考えを指針に基づきながらやってきたわけですが、これからは設計業務については個人的経験、技量に加え、システムの思考、検討手順に基づき、チームを作りまして、色々な目で見ながら、効率的な工夫や気付かない所を見出していこうということです。具体的にはお手元の資料に簡単な絵がありますが、チームを作りまして地元対応について担当する人、設計について担当する人、積算的なものの見方をする人、それぞれの分担をし、必要な機能はどの程度かということから進んでいく手法です。本県の計画ですが、昨年までは準備期間ということで、情報の収集等をしております。今年から3年間、18、19、20年を導入期間ということで、設計VEの試行、ガイドラインの充実、平成21年からは定期的に進めていこうということです。今年度はどうなのかということですが、設計VEアドバイザーという制度を導入し、2つの案件に対し、チームリーダーにVEアドバイザーという方からなっただきまして、VEを実施するというのをやっております。検討対象事業の選定においての事業実施実績についての質問ですが、翌年度以降の公共事業の新規箇所選定に資するような、対象工事を選び、VE検討により代替案が見出せる可能性が高く、VEを行う価値の高い事業のなかから、次の条件のいずれかに該当するものを選定して実施しております。1つは事業費が概ね10億以上、2つ目は高度な技術を要する事業、3つ目が施工条件に制約が大きい事業、4つ目が緊急に課題解決の検討を行う必要があるという条件でございます。今年度このような条件を勘案しながら選んだ事業ということで、由利本荘市の立石峠、五城目町の中津又というところはVEアドバイザーに入ってもらいまして、現在VE作業をしているところです。2番4番についてはVEアドバイザー抜きで、県の職員だけでVEチームを作りまして検討しているところです。この取り組みを通して半年過ぎましたが、感じられる効果としてはコスト縮減はもちろん、職員間のコミュニケーションの改善、2007年問題といわれる団塊の世代が大量退職して技術の伝承が必要と言われておりますが、そういうチームを作ることで、技術力の向上と伝承ができていくということを感じながら、現在設計VEの作業に取り組んでおります。

折田委員長： 前のご質問がありました2点についてのご回答をいただきました。建設交通部の案件に移りたいと思います。都市計画課からお願いいたします。

都市計画課： 都市計画課長の高松と申します。都市計画からは1件の説明をいたします。建設個別表のうちの終了箇所について、事業名、都市計画街路事業、横手環状線、平成13年から16年までの4年間実施しておりました事業です。箇所について5ページに位置図があります。横手環状線というのは横手の市街地を環状に結びまして、混雑緩和、利便性等の向上を図るために整備してきたものです。最終段階として赤で示しております平成16年終了箇所横手環状線の区間、これが今回の評価対象区間です。全体としては黄色で縁取りした道路の部分が横手環状線として位置付けられているものでして、沿道をご覧くださいますと市役所の本庁舎であるとか、警察署、消防本部、武道館など様々な都市機能が集積しております。平鹿総合病院の移転予定地も近くにありまして、19年度には完成する予定になってお

ります。道路の詳細は6ページをご覧ください。延長は516m、幅員は25mとっており、車道は片側1車線ずつで両側の歩道の所、自転車道と植樹帯あわせましてゆったりとした構成の広々とした道路になっております。事業費は当初は11億3千万円、最終では11億1,900万円と若干の縮減になっております。最終B/Cは4.3と高いものになっております。住民満足度等の状況については資料の7ページをご覧ください。沿線住民や周辺企業からアンケートをご覧の配布数、回収数で実施いたしました。次ページに主な回答を出しております。特に安全性、利便性の向上、利用目的としては買い物、通勤が多いわけですが、緊急時の安心感の向上というのが3番にあります。そういったところで高い評価を得ております。病院が完成する前ですが、それでもこれだけの評価を得ているということでして、病院が利用されるようになると明確になってくるかと考えられます。9ページに供用後の交通量を示しておりますが、国道13号を始め、交通量の多い周辺道路、いずれも混雑感を実際に見られておまして、数字になって現れていると見えるところです。前回評価については特に指摘事項がありませんでした。事業効率把握の手法については都市計画の道路の整備率ということでやっております。これは目標値を達成しております。所管課の自己評価としまして、事業の有効性、効率性いずれも高いことから当該事業の実施は妥当であったと評価をしております。

折田委員長：引き続き道路課から説明お願いいたします。

道路課：道路課長の檜森でございます。道路課としては新規箇所が1箇所、終了箇所が7箇所あわせて8箇所ございます。その中で新規箇所について1件を説明いたします。終了箇所については7件のうち最も規模が大きく、様々な観点で注目度も高いということで、秋田昭と線を抽出しました。新規事業箇所から説明します。新規箇所の説明の前に農林関係の質疑の中で松橋委員から事故発生後に事業着手する事例が見られるとのお話がありましたので、その件に関してコメントしたいと思います。現実的にはそういう事例が多いことと思われませんが、全県的にも交通事故率を把握しながら事業の選択などを行っておりますが、県道、国道含めて県管理の道路整備そのものも十分ではなく遅れている現状があるということで、事故率の高い所も含めて、全体的な視点で効果の大きい所を重点的に実施しています。そうした中で、新たに緊急度が低い所で事故が発生した場合は、事故規模などによって、次の計画の中に盛り込んでいくという形になっておりますので、予防的に実施出来れば一番いいのですが、そのような実状と、最近では財政的にも非常に厳しいということがありながら、補助事業や県単事業で規模に応じて手当てしていくつもりでおりますのでご理解いただきたいと思います。

それでは新規事業の雪寒道路整備事業の国道301号仙北市田沢湖玉川地内の事業について説明いたします。この箇所については5ページをご覧ください。田沢湖方面から玉川温泉方面へつながる道路、国道341号、玉川温泉から鹿角へ通過する区間は、冬期閉鎖ということで、除雪が非常に困難な地域だということですが、平成11年度から一部田沢湖側から玉川温泉まで除雪をし、その間時間を区切った形で日中の9時から午後2時までバスでパ

ークアンドライド方式により観光客、湯治客をお送りしております。この区間において18年豪雪で2月11日に鶴の湯で雪崩が発生し、救援に向かった消防団員の方が1名亡くなるという痛ましい事故が発生しておりますし、国道341号でも4箇所ほど2月から3月にかけて雪崩が発生して、2月24日には図面で見ますと1工区と書いてありますが、この位置で雪崩が発生し丸2日間通行止めになり319名の利用者の方が足止めされました。17年度の冬までは長者の館から新玉川温泉までの区間ということで9.8kmをパークアンドバスライドということで運用していましたが、手前側のほうで4箇所のうち3箇所雪崩が発生したということもありまして、今年の冬からは玉川ダム付近にある二神館からパークアンドライド方式でやるということで、規制区間を10kmほど伸ばしております。そういったことで、前提になるのが雪崩事故が発生したということがありまして、新規に事業をやりたいと提案いたしました。事業の概要ですが、事業期間が19年から22年までの4年間を予定しておりまして、総事業費が5億円、事業規模としては施行延長が550m、内容は雪崩予防柵を398基、4工区に分けて設置する計画であります。この路線につきましては、鹿角市を起点とし仙北市、大仙市を經由し由利本荘市に至る幹線道路ということですが、沿線に田沢湖、玉川入湯温泉郷の観光地があり、観光道路として大きな機能を有しているということです。平成11年からのパークアンドライドをした結果6ページを見ていただき、これはたまたま13年度からのデータですが、真ん中あたりが冬期間の利用客数、玉川温泉、新玉川温泉と16年度からは湯治館そよかぜもオープンしております。この3館の合計の宿泊客等です。右側が通年のお客さんの入りと整理しておりますが、年々玉川温泉が秘湯ブームに加えて、ガンに効くなどのマスコミ報道もありまして集客が増えております。そのようなことで地元としては通年通行、冬期間除雪して通行できるようになるということがあるわけですが、15年度、16年度に試験除雪をした結果、国立公園の中で制約が多い、防雪関係の設備に多額の事業費を要するということがあり、作業そのものも雪崩等で危険が伴いますので、当面は通年通行を断念いたしました。パークアンドライドの部分は最大限頑張っ、安全な通行を確保する必要がありまして、雪崩予防柵を設置する計画です。そのようなことを踏まえまして2ページの所管課の一次評価ですが、必要性は玉川温泉と直接アクセスする、危険箇所が多くあり、その解消が必要になることと、お客さんが年々増加している現状を踏まえ、経済効果も大きい冬期交通の安全確保が必須条件であります。緊急性は、冬期間の迂回路がなく、代替路線がないこともあり、現実に雪崩が発生したということで、緊急性も高くなります。有効性についても、安全性が向上し、バス運行も確保できる、安全対策ができるということになると、全国からさらにお客さんに来てもらえるのではないかとということで有効性も高いだろうということです。効率性、熟度を踏まえ、判定として実施すべきであると考えております。最終評価で知事を含めた三役会議で新規箇所選定会議を行っておりますが、この中で工事完成までの間の安全確保はどうするのか、という話がありまして、この間につきましては反映状況ということで書いておりますが、パトロールの強化、危険が予想された場合は通行止め等の交通規制を行う、その上で危険を取り除くことで安全対策を実施した後で、通行することで当面完成まではこのような対策を取りながら除雪作業を進めてまいりたいと考えております。4ページの資料で一部訂正がございます。概要の事業期間ですが、19年度から20年度になっておりま

すが、22年度の間違いですので訂正願います。22年度といわずできるだけ早期に完了できるように頑張っていきたいと思っています。以上で新規の説明を終わりました、続いて終了箇所評価になります。緊急地方道路整備事業の秋田昭和線、秋田市手形から外旭川で4ページの地図を見ていただきますと、赤で示した区間の中で街路事業の濁川工区を都市計画事業で行ったところがあり、この前後の右側のほうが手形工区で13年8月に完成しております。左側は外旭川工区で16年6月に完成しております、この周辺には秋田組合病院、秋田大学病院などの大きな病院がある位置関係になります。秋田昭和線については、今お話しした2工区に分かれて施工しまして、事業期間が平成元年から平成15年までの15年で約132億円の事業費かけております。延長が4,170mで秋田市内の市街地環状道路であり、重要な道路であります。秋田市街地の東部を南北に連絡する道路という位置付けです。事業目的は記載のとおりです。事業費は当初計画と大きな変動はありません。住民満足度等の状況ですが、受益者に対するアンケート調査を行っており、6ページに結果が出ておりますが、調査結果のグラフを見ていただきますと、道路が広がって安全な走行ができる、冬期交通の安全が確保された、というようなことが大きく評価されております。満足とやや満足をあわせまして85%と満足度も高いようです。事業効率把握の手法及び効果は、目標どおり進捗しております。自己評価はアンケート等により総合評価としては妥当性が高いと判断しております。以上で説明を終わります。

折田委員長： 最後になりますが、河川砂防課の1件をお願いいたします。

河川砂防課： 河川砂防課長の佐々木でございます。河川砂防課所管事業は今回審議いただく内容として、終了評価として広域河川改修事業の乱川、新規事業評価として鉄道橋・道路橋緊急対策事業の新城川の2件です。このうち今回説明しますのは、新規評価の新城川鉄道橋・道路橋緊急対策事業についてです。建 - 新 - 10の5ページに位置図、断面図等を表示してありますが、新城川は秋田市北部の上新城地区、下新城地区を流下し旧雄物川である秋田港へそそぐ延長19.1kmの一級河川です。河川の状況は幅が狭く、著しく蛇行して、過去にも何度となく氾濫し、流域に大きな被害をもたらしております。最近の浸水被害状況は、表にまとめてありますが、平成10年から平成18年の間にも4回ほど被害が出ております。これまでの河川改修の経緯につきましては、河口から国道7号橋までの2,800m間を昭和43年から平成2年にかけて完成させております。引き続いて平成3年度からは国道7号橋から高速道路橋までの4.7km間を全体計画として広域河川改修事業で実施しております。これまで起点部の国道橋、鉄道橋の改修及び上流部の川幅が狭く、蛇行している部分のショートカット、掘削のための用地取得、事業所・家屋等の移転補償などを進めてまいりました。平成20年度からは鉄道橋の架け替えに着手するという事で、JRとの協議を進めてまいりました。そうした中で今年の7月3日の豪雨で、上流域で時間雨量200mmを超過大雨となって床上、床下浸水併せて26戸の被害を始め、田畑の冠水が420ha、住家の孤立、道路の通行止めなどの被害が発生しました。このことはテレビ、新聞等で大きく取り上げられたことから皆様も記憶に新しいことと思います。6ページにその状況を示してお

ります。左上の航空写真の黄色く網掛けした部分が浸水した区域です。この図面の大半が黄色くなっております。こうしたことから早期の浸水被害解消のために、現在実施している広域河川改修事業に加え、新たに鉄道橋・道路橋緊急対策事業を導入し、鉄道橋、国道7号橋の架け替えと、その上流部のショートカット区間を含む一連区間550mを緊急、重点的に整備しようとするものです。この鉄道橋・道路橋緊急対策事業といいますのは、橋が原因で河川の洪水の流下能力が著しく不足して、治水上ネックとなっている箇所について緊急的に改修を実施する事業です。事業概要ですが、事業期間平成19年度から24年度の6年間で予定しております。全体事業費は18億円です。うち国庫補助が9億円で、補助率2分の1の事業となっております。事業規模ですが、事業区間は国道7号橋から上流ショートカット区間を含めて延長550mとなっております。事業内容としまして国道7号橋及びJR橋の架け替え、その上流の河道掘削、護岸工となっております改修断面は5ページの右下にあるのが標準断面図ですが、このような断面で改修する予定です。この図で赤い線が入っているところが現在の地盤線を表しております。カラー着色している部分が完成するイメージの断面です。事業に至る背景、目的については今述べたとおりです。事業費の内訳、年次計画については、1ページにある表に示しております。当該河川については想定氾濫区域内の浸水戸数、面積、公共施設の過去の災害実績、災害発生の危険度などから必要性、緊急性は高く、費用便益も4ページにあります9.56と高く、地域の要望も強いことから効率性、熟度等も高く総合点87点でランクとなり、優先度が高く事業を実施すべきと考えております。総合政策課長の二次評価については、既存事業と並行して新たな事業を導入し、進捗度を早めるのは妥当であるとしております。財政課長の意見は、事業の実施は妥当と考えるがコスト縮減を図るようということでした。庁内の新規箇所選定会議においてコスト縮減の徹底を図り、事業の実施は妥当であると意見が出ております。以上、新城川鉄道橋・道路橋緊急対策事業の新規事業箇所の説明でした。よろしくご審議願います。

折田委員長： 建設交通部所管11件のうち4件についてのご説明がありました。説明箇所に限定しませんので、提示された11件についてご審議を願います。

進藤委員： 説明ありがとうございました。意見としては、特に新規のほうについて、大変重要かつ必要な公共事業であり、是非実施いただきたいと思っております。質問ですが、農林水産部でも同様ですが、以前から事業効率把握の手法が分かりにくく、詳細な説明もカットされておりますので、説明いただきたいと思っております。事業効率把握の手法のなかで、目標値 a、達成値 b、 b/a と算式は分かりませんが、指標名、指標式、指標の種類、その結果終了した時の説明の中でもこの部分がなかったと思っておりますので、形式的な感じはしますが、特に達成値とは何を指しているのかを説明していただきたいと思っております。

河川砂防課： 河川の建 - 新 - 10では、44%という目標値と達成値がありますが、秋田県の河川改修の整備率全体の目標数値が入っておりまして、あきた21総合計画に示した目標値と達成状況が入っております。数値の意味は、秋田県全体の河川管理延長が2,879kmありまして、その中で要築堤延長、要整備延長が2,058mあります。現在整備済み914kmで、整備率が

44.4%ということになっており、この数字が記載されております。

道 路 課： 道路については、秋田県において雪崩対策が必要な箇所が94箇所あり、そのうち対策箇所があきた21総合計画第3期実施計画の中での目標値になっております。3期計画の中の四季を通じて快適な生活環境の確保を支援する事業に盛り込まれております。

進藤委員： 参考値という形になりますね。了解しました。それと河川事業ですが、JRという話がありました。奥羽本線の鉄橋に関して、その部分の工事費とかはJRも負担はするのでしょうか。

河川砂防課： 河川の改修が目的で、鉄道橋そのものが改良になるわけではありませんので、今回は河川の方の事業実施ということになります。

進藤委員： どうして河川の氾濫などが年々ひどくなると感じられるのは、住宅が多くなり排水が効率的ではないとか、田んぼが少なくなったなどの影響もあるのでしょうか。

河川砂防課： 秋田県全体の河川による災害は、昭和23年、昭和47年の米代川、53年の県南雄勝、昭和57年の県北などでは大きな災害が出ておりますが、近年は河川の整備が進んできていることで、大きな災害は少なくなっております。そういう意味では最近の災害は、都市河川の蛇行した周辺の用地買収も進まない、整備が遅れている河川で浸水被害が起きているということで、平野部の急流でない割に緩やかな河川において、大きな人命被害はないのですが、床上、床下浸水被害が頻発している状況です。

小西委員： 質問させていただきます。調書に調査経緯という欄がありますが、農林の新規箇所の場合、ここに調査費の金額が入っております。建設は、調査経緯欄に金額が入っておらず、説明対応とされています。建設においても、農林のように調査などの金額を入れていただけないかということが一つ。もう一つは農林への質問になりますが、調査費の中で県負担と地元負担がありますが、地元負担額が多い場合の理由をお聞かせいただければと思います。

道 路 課： 調査経緯欄に関する質問にお答えします。古い調査の場合、不明なケースが発生する可能性はありますが、農林同様に記載していきたいと思っております。

農山村振興課

農村整備計画担当： 先ほどの高屋地区の調査費のところですが、平成17年度基礎調査とありますが、県単調査費で県が50%、地元が50%の負担割合です。18年度は国の補助事業による農村整備事業の調査費ということで、国が50%、県が20%、地元が30%で実施している調査費で補助事業の内容が異なりますので、補助率が異なるということになります。

折田委員長： ありがとうございます。他にございませんか。澤口委員お願いします。

澤口委員： 県 - 終 - 5 について、説明箇所ではありませんが、仁賀保矢島立合線についてお伺いします。道路整備の効果に関するアンケートをされて住民の期待に合った路線が多いのですが、なぜか県 - 終 - 5 の調査結果には、不満である、やや不満であるという回答が、他の事業箇所に比べて非常に多く、37億円かけた事業に不満を持たれている原因として、アンケートの手法なのかどうか、経緯や考察をご説明願いたいと思います。

折田委員長： 道路課長お願いいたします。

道 路 課： 4 ページの図面を見ていただきますと、赤い着色部分が今回の完了箇所ですが、この北側が未整備ということがありまして、それに対しての不満なのかと考えられますが。

澤口委員： 確かに私もそう思いました。この写真を見せていただいて、整備前と整備後ではずいぶんと改良された印象を受けますが、このような不満があるのは、おそらく近隣のさらなる改良を望んでいる結果だと思えます。そうであればアンケートの手法を慎重に検討した方が良いのではないかと考えます。

道 路 課： 委員が言われるようにアンケートの調査の手法、内容など検討したいと思えます。問題点ということでアンケート回答内容を見ますと、東由利側の早期整備を望む声が多く、全線改良しなければ効果が薄いと感じている住民が多いというご意見があったようです。

折田委員長： 他にございませんか。佐藤照男委員お願いします。

佐藤(照)委員： 前回の委員会で私が要望を出した件で、冒頭事務局からご回答いただきありがとうございました。建設交通部の新規箇所についてはぜひ進めていただきたいと思えます。終了箇所評価の調書について要望、考えを述べたいと思えます。農政部についても同様ですが、この調書を見ますと最後は有効性と効率性の観点のみの評価になっており、発現状況が一番大事であるとは思いますが、終了評価について必要な基礎資料の作成という視点で検討いただけたらと思いき、数点申し上げます。1 点目は事業効果の算定基礎となった要因の変化はないのかどうか、2 点目は事業効果の発現状況、これが今言った有効性と効率性です。ここについては詳しくまとめられており、アンケートも取られるなど素晴らしくまとまった内容だと思えます。3 点目は事業実施による環境の変化がどうであったか。4 点目は社会経済情勢の変化をとらえることです。3 点目と 4 点目は前回も申し上げます。5 点目は今後の課題など、こういうような柱立てを終了評価に取り入れた方が非常に高い評価を受けてますということだけではなく、効果を検証することが、これまで新規事業に展開していく上で終了評価が有効に生かされているという実績があってこそ評価されることになると思うのです。これらを踏まえ、終了箇所評価の調書フォームについて、現在の内容から再考する必要はないかということについて要望も含め

て提案させていただきます。

折田委員長： 今のことについて、事務局の方からお話しいただけますでしょうか。提案と言うことですが。

事務局： 事務局から説明します。今のお話しについては、佐藤委員おっしゃるとおり、事後評価において住民のご意見、費用対効果の検証が最も重要な指標であるということで、現在のフォームで運営されてきた経緯があると思います。提案については、評価の根幹をなす話ではありますが、ご意見を踏まえ関係課などと相談の上、調整、検討したいと思います。

折田委員長： よろしいでしょうか。他にご質問ありますでしょうか。松橋委員お願いします。

松橋委員： 横手環状線についてですが、アンケート結果に環状線が繋がり大変交通が便利になったなど満足度が高い意見が多いようです。8ページの下の主な意見のところに、横手インターチェンジ、大型店へのアクセスが改善されたという記載があります。どこでも中心市街地の活性化が課題となっておりますが、この道路ができたことにより、活動範囲が広がることになっていくと思います。今回のアンケート内容では、2次的な要素として、中心市街地への効果が見られませんが、アンケートの内容を事業箇所だけでなく広域にするなど工夫をしてみたいかと思っています。もう一つは、説明箇所ではありませんが、建 - 終 - 7についてです。大変便利になりましたが、現在も南側の工事が続いており、道路両脇にある樹木が伐採され、寂しさを覚えました。秋田は緑が豊かではありますが、環境のことを考慮して切られた木の再生などの県の考え方はあるのか、教えていただきたいと思います。自然財産を次世代に引き継ぐことを考えることも大事ではないかと考えます。

折田委員長： 今のことについてどなたかお答えいただけますでしょうか。

都市計画課： 一つ目のご質問でありました横手環状線のアンケートの項目の件ですが、中心市街地を含めたアンケート内容にしてはいかがかというご指摘であったと思います。中心市街地は各地でやや衰退の問題が起こっているのは事実でございますが、今回の道路改築が妥当であったかを評価することに、中心市街地が衰退しているアンケートを組み込むことが適切かといえは問題がありまして、横手市の政策判断として、例えばここにある市役所や高齢者センターは中心市街地から移転しております。その移転したこと自体が良かったのかという評価もあると思います。それらを含めた時に道路自体が評価になるのかどうかという観点でアンケートの項目について考えております。

道路課： 建 - 新 - 7 についての質問に対してお答えします。本箇所は、民地に生えている木が、道路に被ってきているということで、交通に支障があるということで持ち主から了解を得て伐採しております。道路管理者は交通に危険を及ぼすものについては、対処しなければいけない立場にあります。ですが保存樹については当然残すという対応をしておりますし、

それ以外についても地元の方々と協議の上対処しております。厳しい財政状況の中で、コスト縮減や空き用地の状況などにより、植栽も検討課題となっていくと思います。

折田委員長： よろしいでしょうか。時間となりましたので、これから建設交通部の11件についての審議をまとめます。案件を「可」とするか「不可」「審議継続」という判断となりますがいかがでしょうか。ご異議なければ11件みな「可」となりますがよろしいでしょうか。それでは、11件を「可」とするという決定をご報告します。
事務局よりその他についてお願いします。

事務局： それでは、本日の内容を踏まえ、議事録、答申案をこちらで作成して委員の皆様のご了解を得たいと考えております。その上で知事の方に答申したいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。

折田委員長： どうもありがとうございます。本日はこれで委員会を終了いたします。どうもご苦労様でした。